

## 第2章 環境衛生の向上

### 第1節 総説

経済の高度成長に対応すべき社会資本投資の著しい不足、とりわけ生活環境施設の整備の立ち遅れが指摘されるようになってから、既に数年が経過した。

その間環境衛生行政では、国民の生活環境を守るための主要な部門をになうものとして、このような指摘にこたえるための各種の努力が試みられ、それなりの成果が得られた分野も少なくない。しかし、今日の段階で、都市の一般市民の間に自らをとりまく生活環境が好転したという認識を期待することは困難であり、むしろ大部分の市民は公害問題をはじめとして都市の生活環境の悪化が進行しつつあると感じている。そして、このような生活環境悪化の原因となつている人口の都市集中、産業活動の拡大その他の諸現象は、今後ますますその傾向を強めようとしている。

昭和41年度における環境衛生行政の動きをみると、従来からの高度経済成長に起因するひずみの是正に着目した応急的な施策の単なる量的拡大によつては、当面する問題の飛躍的解決を期待しえないという認識が深まり、新たな抜本的施策の樹立によつて、ますます進行する人口の都市集中その他による環境の悪化に対処しようとする姿勢がしだいに明らかにされてきたといふことができる。

すなわち、40年度に設置をみた厚生大臣の諮問機関である公害審議会は、生活環境、公害、下水・清掃及び水道の4部会を設けて審議を続けてきたが、41年度にはいつて次々に各部会の答申が行なわれた。これらの答申については、以下の各節で紹介するが、その大部分が各分野における今後の施策の基本的方向を深く見定めようとするものであり、きわめて重大な問題提起であつた。特に公害については、環境基準の設定とこれを確保するための総合的な公害対策の樹立が提案され、これをもとに公害対策基本法の制定へと急速に事態が進展し、公害行政は新たな局面を迎えることとなつた。

地域における環境汚染による公害問題に対応して多数人の利用する建築物や住居等の内部環境の整備についても生活環境部会の中間答申によつて環境衛生行政からのアプローチの方向が明らかにされ、具体的施策についての検討が開始されるに至つた。水道についても市町村を経営主体とする水道事業の限界についての認識からその広域化への基本的考え方が水道部会の中間答申によつて明らかにされた。

もちろん、水道やし尿処理施設、ごみ処理施設等については、引き続きその量的拡大が緊急の課題であるが、これらの施設について42年度からの経済社会発展計画に合わせた新たな整備5か年計画を樹立することによつて、これに対処すべく準備が進められている。

環境衛生行政のもう一つの大きな分野である環境衛生関係営業については、かねてからその近代化合理化の促進の必要性が強調されていたが、41年12月中央環境衛生適正化審議会の答申により、そのための基本的方向が明らかにされ、さらに具体的施策推進の裏づけとなる金融を行なうための機関として環境衛生金融公庫の42年度における設置が決定されたことによつて、ようやく軌道に乗つた施策が展開されようとしている。

## 第2章 環境衛生の向上

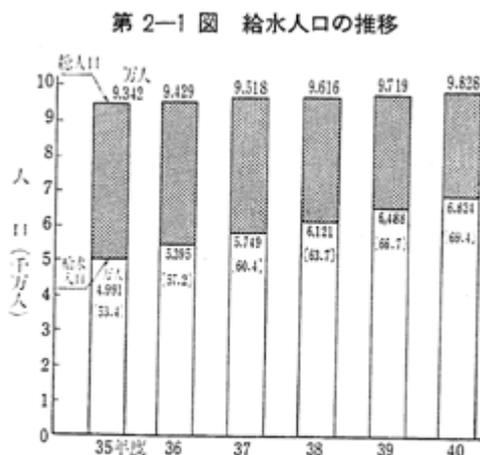
### 第2節 水道

#### 1 水道の普及状況

水道は、健康で文化的な日常生活を営むうえで最も重要な施設であり、また、各種の産業、サービス業、消火その他の都市機能を維持するうえで欠くことの出来ない基幹施設である。

わが国の水道の普及率は、この10年間毎年3~4%増加し、30年度末には総人口の32.2%であつた普及率が、40年度末には第2-1図に示すように、総人口の69.4%にあたる6,824万人になり、この10年間で給水人口は一挙に2倍以上にもなつた。40年度末の給水人口を水道の種類別にみると、上水道(給水人口が5,000人をこえる水道)が5,642万人(全給水人口の82.7%)、簡易水道(給水人口が101人以上5,000人以下の水道)が928万人(13.6%)、専用水道(給水人口が101人以上の自家用水道)が254万人(3.7%)となつている。

第2-1図 給水人口の推移



厚生省環境衛生局調べ

(注) ( )内は総人口に対する普及率

この普及率を諸外国と比べると、オランダ、イギリス、イタリアが90%をこえており、70%以上の国としては、ドイツ連邦共和国、アメリカ、スウェーデン、フランスがあげられ、日本の普及率はこれに続いている。しかし、普及状況は、第2-2図に示すように都道府県ごとに著しい地域差があり、また、市部に比べて町部・村部はその順序で普及が遅れている。すなわち、大阪府(95.7%)、神奈川県(93.6%)、東京都(89.7%)のようにほとんどすべての住民が水道の恩恵に浴している都府県がある一方、茨城県(33.2%)、栃木県(34.4%)、岩手県(38.6%)のように遅れた県がある。また、全国の市部は80.3%の普及率を示しているが、町部は48.0%、村部は35.9%にすぎない。

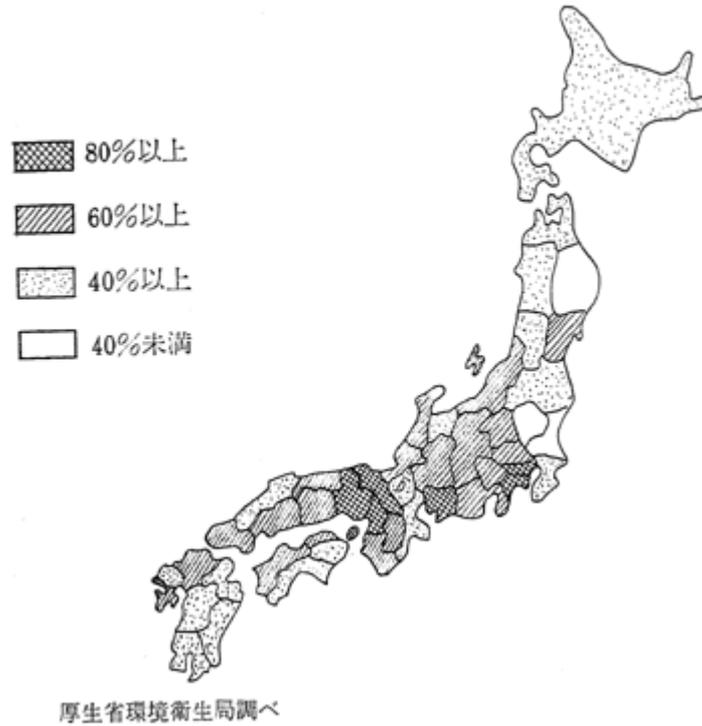
これに関連して、水道のない市町村の数をあげると332にのぼり、これは全市町村数の9.9%にあたる。その内訳は、市3(全市の0.5%)、町177(全町の8.8%)、村152(全村の19.3%)となつている。

このような普及率の地域差は、地理的条件がその要因として大きなウエイトを占めていることはもちろんであるが、その地域の都市化の進展の度合いが今日までの水道普及の状況を大きく左右してきたものと考えられる。

今日、総人口の約70%が水道を利用するに至つたが、残された30%の普及には地理的条件等で困難が多いと考えられる。したがつて、今後の水道は、都市活動の基盤として都市における対策を進めるとともに、保健衛生、生活の合理化、近代化という観点から、国民が等しく水道を利用するために、農村地域における簡易水道の普及と中小都市における上水道の整備に重点を置いて、なおいつそう積極的に水道の普及を進める必要がある。

### 第2-2図 都道府県別水道普及率

第 2-2 図 都道府県別水道普及率  
(40年度末)



## 第2章 環境衛生の向上

### 第2節 水道

#### 2 水道の給水量

40年度中の全国の給水量は、上水道60.7億立方メートル(全給水量の91.6%)、簡易水道4.4億立方メートル(6.6%)、専用水道1.9億立方メートル(2.8%)で、計66.9億立方メートルとなっており、上水道の占める割合が圧倒的に大きい。

この給水量を月別の給水実績で見ると、月平均100とすると、8月が120前後で最大となり、2月が90前後で最小となっている。すなわち、8月は通常の2割増の水を使用していることになる。

また、わが国では生活水準の高度化や諸産業の進展により、全国的に1人当たりの水道給水量は逐年増大する傾向にあるが、特に都市及びその近郊においてその傾向が顕著である。

第2-1表は、水道事業の規模別の給水量を示しているが、これによれば、上水道の場合1人1日平均給水量は全国平均で295リットルとなっている。また、規模別にみると、給水人口が大きくなるほど、1人当たりの給水量は多くなっていることがわかる。

このことは、都市の規模が大きくなるほど、生活用水以外の使用水量(工場用水や業務用水等)の占める割合が大きくなることによっている。大都市における1人1日平均給水量は、大阪502リットル、東京399リットル、横浜359リットルなどとなっているが、シカゴ817リットル、ロサンゼルス668リットル、フィラデルフィア608リットルなどアメリカの各都市はいずれも高い水準にあり、日本の各都市の使用水量の増加傾向は、アメリカの諸都市と似ており、将来さらに需要が増大すると考えられる。今日においても、都市及びその近郊では、予想を上回った人口の集中を受け、多くの都市では、施設能力をはるかに上回った稼働を余儀なくされている。

第2-1表 規模別給水量

第2-1表 規模別給水量  
(40年度)

給水人口による 規模別		個所数	現在給水人口 (万人)	1人1日給水量(ℓ)		
				最大	平均	施設能力
上 水 道	100万人以上	6	1,798	489	391	424
	50 ~ 100	5	382	390	305	416
	25 ~ 50	17	482	408	308	429
	10 ~ 25	65	1,063	308	238	301
	5 ~ 10	70	425	348	256	391
	1 ~ 5	557	1,120	315	232	357
	1万人以上	621	369	251	183	330
	建設中 計	75 1,416	3 5,642	— 381	— 295	— 379
簡易水道		14,131	928	—	129	—

厚生省環境衛生局調べ

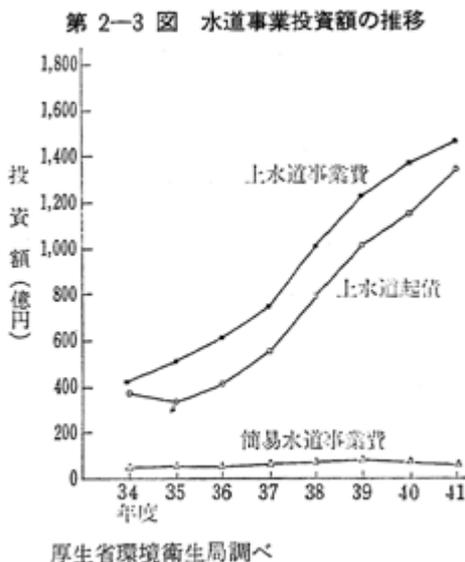
## 第2章 環境衛生の向上

### 第2節 水道

#### 3 建設事業費と水道料金

給水量の増大とともに、水道の建設事業費は、第2-3図に示すように年々増大している。41年度の上水道の建設費の総額は、1,460億円で、このうち1,340億円が起債によつてまかなわれている。

第2-3図 水道事業投資額の推移



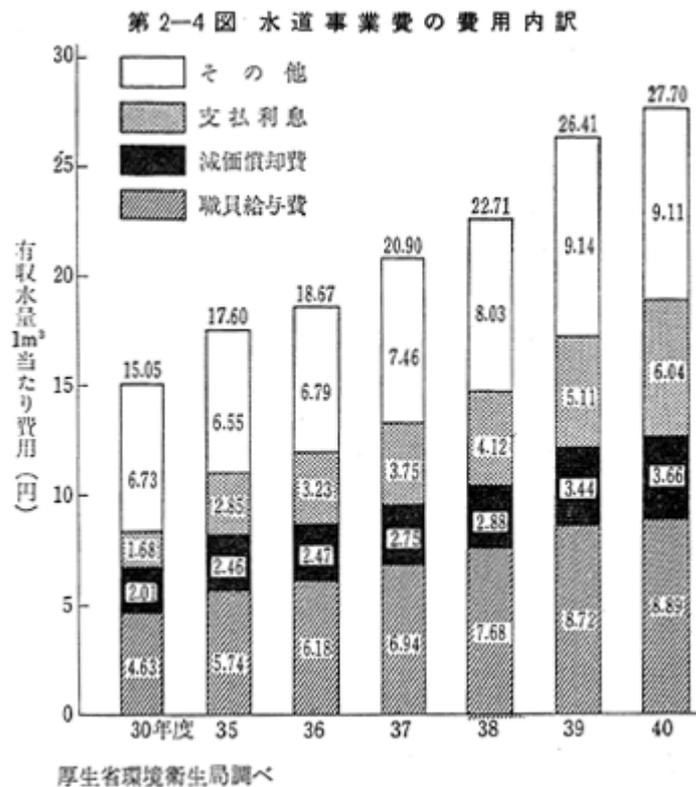
また、水道の建設単価も年々高くなる傾向にあり、特に水道のためにダムを造つて水源を用意する場合や、新規に水道事業を始める場合には、特に割高となつている。このような観点から、42年度から上水道にも、著しく先行投資となり、又は高額となるダム及び県営規模の広域水道について補助金が交付されることとなつた。42年度においては、その額は7億円であり、また起債は、1,320億円が予定されており、建設事業費の総額は、1,700億円にのぼるものと予想される。なお、簡易水道に対する補助金は約17億円である。

給水される水の原価も年々高くなり、1立方メートルの水をじや口から出すまでには、つまり給水コストは第2-4図に示すように、40年度では全国平均で27円70銭を要している。35年度には17円60銭であつたので、この5か年間で57%高くなつていくことになる。

この原価のうち、支払利息は6円04銭で全体の22%を占め、最近特にこれが増加し、35年度の2円85銭に比べて2.1倍となつている。これは、水道が急激な拡張工事にせまられ、そのために借り入れた多額の建設費の利息を支払わねばならないためである。

40年度における上水道と水道水供給事業(浄水を上水道や簡易水道に卸売りしている事業)の収益的収支をみると、収入が1,284億円で、そのうち料金収入は1,078億円、支出が1,286億円となり、上水道については収入のうち料金収入が84%を占め、収入を伴つた給水量1立方メートル当たりの平均販売価格は24円63銭となつている。この値は全体として給水原価を下回つており、雑収入を考慮しても相当数の水道が赤字となつている。

### 第2-4図 水道事業費の費用内訳



また、40年度における人口5万以上の都市の勤労者世帯における1世帯1か月当たりの水道料金の平均支出は、第2-5図に示すように244円で、これは消費支出総額の0.5%にあたり、ここ数年0.4~0.5%で推移している。

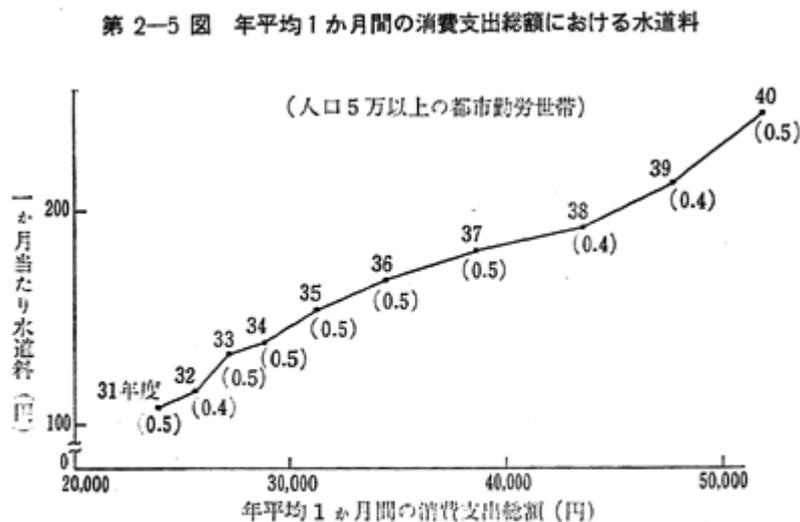
## 第2章 環境衛生の向上

### 第2節 水道

#### 4 公害審議会の答申と水道整備5か年計画

昭和41年8月、厚生大臣の諮問機関である公害審議会は「水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式に関する答申」を行なった。この答申では、水道の経営は独立採算制を原則とするが、その範囲をこえるような、特に公共性が強く要請される見地からする建設費等には国の助成措置の必要があること、広域水道を促進すべきこと等を述べている。前述の上水道の国庫補助もこれに基づくものである。

第2-5図 年平均1か月間の消費支出総額における水道料



資料：総理府統計局「家計調査」

(注) ( )内の数値は消費支出総額のうち水道料の占める割合

また、厚生省では、42年度を初年度とし、46年度までの水道整備5か年計画を作成した。この計画は、60年度、すなわち20年後において、ひとしく国民に水道のある健康で文化的な生活を保障しようというビジョンのもとに策定されている。20年後には、太平洋沿岸にベルト状に都市が形成され、そこに全人口の57%が集中すると予想されている。この時点において、水道の普及率を太平洋ベルト地帯で100%、その他の地域では95%、全国平均では98%とし、現在イギリス、オランダ等が到達しえた世界最高の水準に引き上げることとしている。また、その時点における1人1日当たり最大給水量を800リットルないし1,000リットルとし、理想的な近代生活を営み、活発な社会経済活動をささえるための十分な水量を確保することとしている。

このようなビジョンを達成する段階として、この5か年計画においては、計画終了の46年度末の水道普及率を85%、なお50年度末の普及率を90%としている。

一方、この46年度末の1人1日当たり最大給水量は東京、大阪等20余の主要都市では700リットル(39年度末460リットル)として、現在の世界の主要都市の水準にまで引き上げることとし、その他の都市では、500リットル(39年度末350リットル)、農山漁村では200リットル(39年度末150リットル)以上を確保することとしている。

この5か年計画を達成するために要する経費は1兆4,000億円と見込まれている。

この計画を推進するにあつては、今後の都市化の進展、生活水準の向上等に伴うべく大な水需要に対処するため、抜本的な水源確保対策を図る必要があることなどの点を特に留意していくこととしている。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 第2章 環境衛生の向上

### 第2節 水道

#### 5 今後の方向

---

これからの水道は、現実の問題に対処しつつ、その与えられた課題と真剣に取り組まねばならない。

すなわち、都市及びその近郊における給水量の増大に対処するための強力な水源対策、水道水源汚濁対策、農山村地域及び中小都市における水道の普及の促進、水道料金の高騰防止等である。また、大規模な水源対策や建設費の重複投資の防止、水道事業の合理化、料金格差の是正等の観点から、広域水道の促進が要請される。これらとともに、将来は、水需要の増大に備えて、海水の淡水化の実用化に積極的に取り組む必要があるだろう。

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第3節 下水及びし尿の処理

#### 1 下水及びし尿処理行政の方向

下水及びし尿の処理行政の主眼は、国民総水洗化である。国民総水洗化とは、いうまでもなく、人間が生存し、活動が続いているかぎり、中止することのできない排せつ活動の結果を衛生的に処理するため、日本全国のあらゆる便所を水洗便所化しようというものである。

し尿を衛生的に処理するため、厚生省は従来二つの方式による対策を推進してきた。すなわち、汲取便所から汲取バキューム車等で運搬した汲取りし尿を、衛生処理するためのし尿処理施設を各地に建設する方式と、水洗便所によつてし尿を排除処理するための公共下水道等を整備する方式である。しかし、第1の方式は、汲取便所の存在そのものが、臭気と、はえなどの害虫との発生源であり、生活の快適さの阻害と後進国的疾病の流行とをもたらすものであるから、今後のし尿処理は水洗便所公共下水道という処理方法を中核とし、公共下水道のなじまない地域では、地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)を整備するという方針がとられなければならない。

## 第2章 環境衛生の向上

### 第3節 下水及びし尿の処理

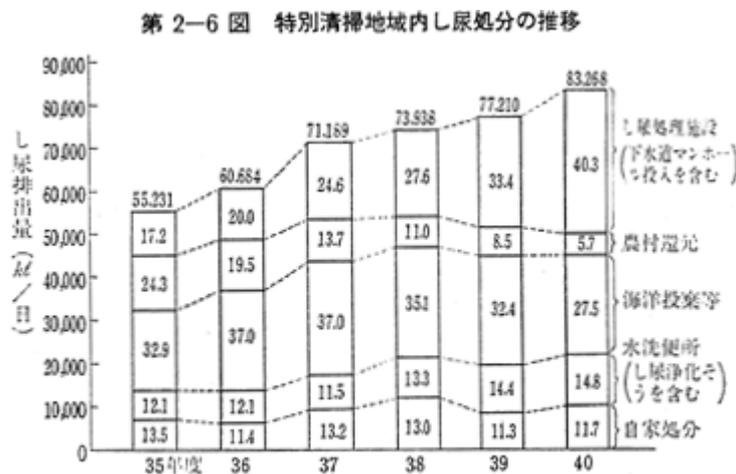
#### 2 下水及びし尿処理の現況

昭和35年度から40年度までの特別清掃地域(清掃法により、市町村がその汚物の処分を義務づけられている地域)内のし尿処理の推移をみると第2-6図のとおりである。この図から明らかなように処理すべきし尿の量は年々増加している。これは、特別清掃地域内の人口の増加と1人当たりし尿排出量の増加によるものである。処分内訳をみると、し尿処理施設等による汲取りし尿の処分量が、39年度を境として、急速に増加している。これは38年度を初年度とする生活環境施設整備緊急5か年計画の発足を反映したものと考えることができる。

汲取りし尿の農村還元量は年とともに激減している。しかし海洋投棄等の不衛生処分量は、38年度から減少の傾向をみせているが、40年度に至つてもなお約30%を占めていることは、し尿処理施設等の衛生処理施設の整備の必要性を示している。

公共下水道及びし尿浄化そう、すなわち水洗便所によるし尿の処分は年々増加しているが、40年度に至つても約15%に達したにすぎない。

第2-6図 特別清掃地域内し尿処分の推移



厚生省環境衛生局調べ

(注) 図の中に示した数字は排出量に対する構成比である。

## 第2章 環境衛生の向上

### 第3節 下水及びし尿の処理

#### 3 国際的観点から見たわが国の水準

---

し尿処理において汲取便所し尿処理施設という方式が支配的であつたわが国に対して、欧米先進諸国では水洗便所下水道(欧米の下水道は必ずしも終末処理場を伴わない)という方式をとり、この結果水洗便所の普及率には著しいへだたりがある。たとえば、アメリカ(1960)89.7%、イギリス(1951)92.3%、ドイツ連邦共和国(1960)75.3%、スウェーデン(1960)76.2%等となつている。

一方、韓国、台湾等のアジア諸国では、汲取便所し尿処理施設という方式をわが国にならつて、し尿処理施設を整備しようという気運にある。わが国は、し尿処理において、欧米先進諸国とアジア諸国の中間に位置するといふことができようが、今後はしだいに欧米先進国型に近づける努力が肝要である。

---

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第3節 下水及びし尿の処理

#### 4 41年度において講じた施策

##### (1) 処理施設の整備

---

し尿処理施設、下水道終末処理場、ごみ処理施設等汚物を処理する生活環境施設は、38年12月の特別国会において成立した生活環境施設整備緊急措置法に基づく緊急5か年計画に従って整備されている。この5か年計画は、38年度を初年度とし、し尿処理施設には650億円を投資して5,500万人分のし尿を衛生的に処理し、下水道終末処理場には1,100億円を投資して2,500万人分のし尿を水洗便所によつて処理することを目標にしている。

し尿処理施設に対しては、国庫補助金27億5,200万円(補助率1/3ないし1/4)を交付し、41年度までに879か所(うち219か所は建設中であり、660か所が稼働している。)を整備し、1日当たり処理能力は4万9,400キロリットル(約4,200万人分)に達している。

下水道終末処理場に対しては、国庫補助金45億7,900万円(補助率1/3ないし1/4)を交付し、41年度までに整備市町村数は136都市(うち108都市が稼働し28都市が建設中である。)に達している。なお、下水道終末処理場は、水洗便所からのし尿を処理することを目的とするが、汲取りし尿の処理をもあわせ行なっている都市が78都市に達している。

41年度末の下水道終末処理場の処理能力は、1,348万人分となつている。これは終末処理場によつて、それだけの人口のし尿の処分ができる条件が整つたことを示すのであつて、1,348万人分のし尿が、実際に水洗便所から終末処理場によつて処理されているわけではない。したがつて、下水道管並びに終末処理場の整備と並行して、市町村においては、水洗便所の普及を促進する努力がなされている。国は、これら市町村に対し、水洗便所普及促進のための融資を国民年金積立金を還元して行なつている。41年度の融資枠は6億円である。

コミュニティ・プラントに対しては、41年度新たに国庫補助制度をもうけたが、国庫補助金1億9,600万円(補助率1/3)をもつて16か所を整備した。41年度はコミュニティ・プラントは下水道法による公共下水道に準ずることとされていたが、42年度からは、名称を地域し尿処理施設と改め、し尿浄化槽であることとしている。

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第3節 下水及びし尿の処理

#### 4 41年度において講じた施策

##### (2) 維持管理態勢の強化

---

し尿処理施設、下水道終末処理場、地域し尿処理施設等の汚物や汚水を処理する施設は、その整備とともに、維持管理が重要である。十分な維持管理がなされていない場合には、これらの施設は本来の浄化機能を発揮しないで、逆に汚水や汚物を大量に放流する公害源ともなりかねない。

40年6月、清掃法の一部改正に伴って、し尿処理施設、ごみ処理施設等の清掃施設に対する維持管理基準が改正され、また政令で定める規模以上の施設では、維持管理に関する技術上の業務を担当する技術管理者を1人置かなければならないことが規定された。この技術管理者は政令で定める資格を有しなければならないが、市町村において、現に維持管理に従事している者で政令で定める資格を有しない者が多い現状から、41年度からこれら無資格者に資格を付与するための通信教育制度を発足させた。

下水道の整備されていない地域に住んでいる人々は各戸にし尿浄化槽を設けて、水洗便所を使用することができるが、生活水準の向上とともに、水洗便所化への要望も高まり、し尿浄化槽が著しく普及し、40年度までに全国で35万か所になつている。

し尿浄化槽の維持管理の責任は設置者である私人が負っているが、十分な維持管理を期待することは困難である。しかも、その維持管理の不適正は、伝染病予防上及び公害防止の見地から重大な結果をひき起こすこととなる。このような理由により、一方において維持管理に関する相当の知識及び技術を有する者の養成を図るとともに、一方において知識と技術に乏しく、適正な運営が期しがたい設置者等には、その維持管理を、知識と技術を有する者に委託させるように指導することとした。

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第3節 下水及びし尿の処理

#### 5 今後の課題

---

し尿処理施設、下水道終末処理場、ごみ処理施設等の生活環境施設は、38年度から緊急5か年計画によつて整備されてきた。42年度はこの5か年計画の最終年度にあたるが、42年3月13日に閣議決定された経済社会発展計画の一環として、この計画を改訂し、42年度を初年度とする清掃施設整備新5か年計画を策定することとし、その総投資額が42年3月31日に閣議了解された。新5か年計画においては、計画の完了する46年度までに、し尿処理施設に対しては640億円を投資してし尿の不衛生処分を一掃しようとする予定であり、あわせて200万人分の地域し尿処理施設を整備することとなっている。

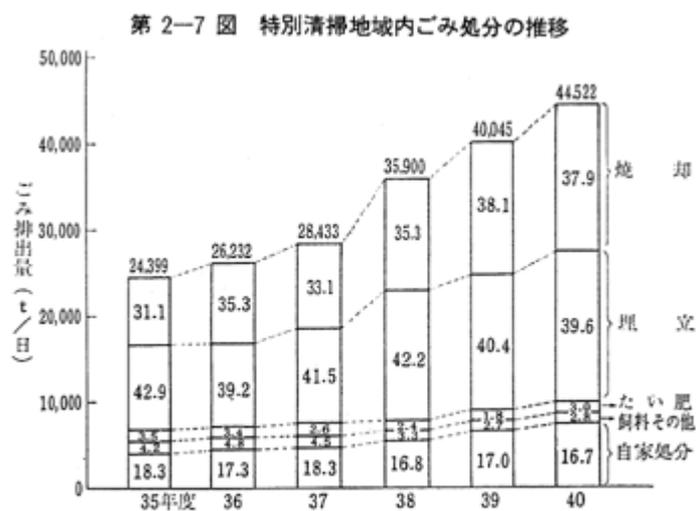
なお、42年2月14日、下水道行政の所管について閣議了解がなされ、下水道終末処理場の整備事業については建設省に移管されることとなった。今後の方針としては、下水道の整備及びし尿の処理の総合的な効果を確保するため、建設省と相互に緊急な連絡を図りながら当面は汲取りし尿の完全な衛生処理を達成することを指向しつつ、し尿処理対策の最終目標である国民総水洗化を一日も早く実現するように、都市単位の大規模な公共下水道計画を進める一方、これらの下水道に連結することが、地理的、経済的に困難な住宅密集地については、別途に地域し尿処理施設を整備していくものとしている。

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第4節 ごみの処理

第2-7図 特別清掃地域内ごみ処分の推移



厚生省環境衛生局調べ

(注) 図の中に示した数字は排出量に対する構成比である。

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第4節 ごみの処理

#### 1 ごみ処理行政の方向

---

ごみの処理は、市民生活に深いつながりをもつた環境衛生上の基本的な課題である。特に最近の人口の都市集中と生活水準の向上に伴い、その重要性は著しく高まつてきた。しかも、その処理については、系統的な技術的研究が進まず、旧態のまま社会の進歩から取り残されつつある。かくて、ごみの処理は全国的規模で行きつまりに直面し、国民生活に不断の陰影を投じているのが現状である。

ごみの処理は、その収集と終末処理とに大別される。従来のごみ処理行政の主体は、終末処理、わけてもそれに必要な施設の整備であつたが、これとともにその収集体系の整備をも図らなければならない現状にある。

ごみの終末処理の目的は、ごみが生活環境に悪影響を及ぼさないように衛生的に処理することである。ごみの終末処理には、埋立て、焼却、たい肥、飼料、投棄等の方法があるが、不衛生な投棄を除き、各都市の実情に応じいずれの方法によつてもよい。一例として1950年におけるアメリカの状況を述べると、埋立て21.4%、焼却12.4%、飼料31.7%、たい肥1.1%、投棄33.4%となつていて、必ずしも焼却を重視していない。しかし、埋立てのための適地の得がたい大都市にあつては、焼却が主体となりつつあるようである。

欧米先進国では、ごみ処理事業に対する改善の努力は主として収集体系の整備に向けられている。このことはわが国のごみ処理事業の改善を考える際に、彼我の国情の相違はあるとしても、今後重点として指向すべき方向を示唆している。

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第4節 ごみの処理

#### 2 ごみ処理の現況

---

特別清掃地域内のごみ処分の推移は第2-7図のとおりである。特別清掃地域はし尿の場合と同様であり、40年度における同地域内の人口は6,423万人となつている。40年10月1日現在の国勢調査による市部の総人口が6,692万人となつていて、ほぼこれに相当する。し尿と同様に、ごみ処理の場合も、特別清掃地域に含まれない地域のごみは自家処分されている。これらの地域は主として農山漁村である。また農村の都市化と生活改善の進行に伴い、これらの地域の汚物を自家処分することが困難となりつつあり、特別清掃地域は拡大される傾向にある。

わが国のごみの衛生的処理方法には、焼却、たい肥化の二方式があり、埋立ては衛生的処理(いわゆる Sanitary Landfill)ではなく、投棄(いわゆるdump)に相当する。飼料化は台所のごみの一部を対象とするものである。40年度において、焼却は38%、埋立ては40%、たい肥化は3%、飼料化は3%、自家処分は17%となつていて、これらの割合は各年度について大きな変化はみられない。これは、衛生的処理施設の整備がごみ量の増加を追い越せないことを意味しており、今後これらの施設の整備を急速に進めなければならないのである。

---

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第4節 ごみの処理

#### 3 ごみ処理施設の整備と今後の問題点

---

ごみ処理施設の整備は、生活環境施設整備緊急措置法に基づく緊急5か年計画により、計画の完了する42年度末までに450億円を投資して、8,000万人分のごみが衛生的に処理されることを目途に進められてきた。しかし、処理されるべきごみ排出量の急増に伴って、計画の改訂を余儀なくされ、経済社会発展計画の一環として、42年度からは新5か年計画をスタートさせることとなつている。新5か年計画によれば、690億円を投資して、46年度までに、全国民の排出するごみの75%を焼却処理することとなつている。

41年度は、事業費114億7,100万円(うち国庫補助金4億円)をもつて処理施設を整備したが、41年度までに1,582か所、1日当たり処理能力2万7,686トンを整備した。

従来 of 施設整備の財源は地方債が主となつていたが、41年度からは国庫補助金が増額され、42年度はさらに増額されることとなつている。特に今後のごみ処理施設は、大都市とともに、地方の中小都市において整備されなければならないために、財源のうちの国庫補助の割合の増加を図らなければならないであろう。

終末処理施設の整備に伴って、旧態依然たる収集体系の近代化が図られなければならない。42年度からは都市センターとともに、このための研究委員会を発足させることとなつている。

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第5節 公害

#### 1 公害対策の推進

大気汚染、水質汚濁をはじめとする各種の公害が国民生活にかかわる重大な問題となつている。経済が発展し、地域開発が進み、国民生活が向上するとともに、事業活動その他人の活動を原因とする環境汚染が広域に及ぶ現象もみられ、公害問題は全国的なものとなり、総合的な公害対策の確立が緊急の課題となつてきた。

公害問題は、足尾銅山鉱毒事件にみられるように、従前は局地的な限定された問題であり、また産業経済の発展のためにはある程度やむをえないものと考えられてきたといえよう。昭和30年代に至るまでは、大気汚染、水質汚濁などの公害の規制はわずかに地方公共団体の条例により規制されているにすぎなかつたけれども、昭和33年には、水質の汚濁の防止に関し、公共用水域の水質の保全等に関する法律(水質保全法)及び工場の排水の規制等に関する法律(工場排水規制法)が制定され国による公害規制が行なわれるようになった。30年代は経済の驚異的な成長が行なわれた時期であり、それに伴い工業が大規模に発展し、都市の過密化の進行、地方における工業都市の形成が行なわれ、その結果大気汚染をはじめとする公害事象も急速に拡大し、37年には大気汚染の防止に関し、ばい煙の排出の規制等に関する法律(ばい煙規制法)の制定をみるに至つた。水・大気に関する二つの法律を中心に国の公害行政が進められ、公害発生源の規制、公害防止のための助成、税制上の優遇措置等が行なわれ、40年度には、公害防止事業の推進と規制を受ける企業側への助成の目的で公害防止事業団が設立された。

しかし、こうした施策にもかかわらず公害はさらに拡大し深刻さを増してきており、同時に従来みられなかつた新たな問題をも生み出してきている。このことは公害問題が今日では社会的に新しい局面に達し、従来行なわれてきた公害対策のみではもはや十分対処しえないものとなつてきたことを示しており、新たな施策の樹立の必要性が生じてきたことを示している。従来のような個々の排出規制のみではもはや対処しきれなくなつており、健康で文化的な国民生活確保向上のために、公害対策を総合的計画的に進めていかなければならない時点に達しているということができよう。

41年度は公害対策が新たな段階へ進むための跳躍台ともいふべき年であつた。40年9月に発足した公害審議会は、厚生大臣の諮問を受けて、公害部会において大気汚染、水質汚濁、未規制公害の各小委員会を設け審議を進めたが、41年度にはいり、まず公害対策を進めるうえで基本となるべき事項について同年8月答申に先立ちその中間報告を発表した。中間報告は今日の公害問題に対する認識を明らかにしたうえで、公害の発生の原因、公害の被害についての責任の考え方、環境基準の設定等の問題点を示し、各界から大きな反響を呼び起こすことになつた。審議会は、中間報告に沿つてさらに審議を続け、10月に公害に関する基本的施策について答申を厚生大臣へ提出した。答申は、環境基準の設定、原因者の責任、国及び地方公共団体の責務等公害施策の基本となるべき事項につき中間報告の内容を具体化し、公害行政の確立のために政府のとるべき基本を示したものであるが、この答申の提案のすみやかな実現を要請しており、そのための具体的な方策として、公害基本法ともいふべき法制の制定を提唱している。同答申を受けて厚生省では公害から国民の健康と生活環境を守る立場に立つて総合的な公害行政を確立する見地から、答申の趣旨に沿い、公害に関する基本的理念を明らかにし、政府の公害行政を確立するための公害基本法の制定を図ることとし、検討を重ね、翌11月にはいり公害対策基本法(仮称)試案要綱を明らかにするに至つた。この試案要綱は、環境基準の設定、公害に関する事業者、国・地方公共団体の責務の明確化、公害防止指定地域の指定、公害防止事業の推進、費用負担原則の樹立等をおもな内容とするもので、ただちに総理府に設置されている関係各省公害対策推進連絡会議へ提出した。

一方、各分野の公害行政を担当している関係各省庁においても公害対策の推進についての検討が進めら

れ、通産省の産業構造審議会産業公害部会の答申をはじめとして多くの視点からの見解が明らかにされ、また、公害基本法の制定についても各方面において論議も行なわれ、地方公共団体、民間からも多くの意見が寄せられた。公害対策推進連絡会議においては、政府としての公害基本法試案を得るため、厚生省試案をもとにして関係各省庁の意見の調整を図った結果、41年2月に同会議による公害対策基本法試案要綱が公表された。

同要綱については厚生省を中心としてすみやかに法文化の作業が進められ、42年5月政府提案により第55臨時国会に公害対策基本法として提出され、衆参両院において慎重審議のうえ可決成立をみたものであった。この基本法の制定は公害に関する基本的理念なり施策の方向を明らかにするものであつて、今後基本法を軸として関係各種公害法制が整備され、また行政体制の整備、技術研究開発等が促進されるなど公害対策の総合的計画的な推進が図られることとなり、画期的な意義をもつものといえよう。

公害対策基本法の制定によつて明らかにされた基本的方向に沿つて公害対策を推進するためには、これを実施するための法律の制度の整備充実が急務であるが、当面公害対策基本法に関する施策として整備を図る必要があると考えられる事項は次のとおりである。

第1に、環境基準の設定である。これまでの公害対策が個々の発生源の規制という方策を中心としていたのに対し、この基本法に規定されている環境基準の設立は、環境全体について基準を定めることにより各種の公害対策を総合的に実施していく目標を明確にするもので、公害対策推進の新しい手段を示している。また、環境基準の確保を図り公害を防止する見地から、指定地域ごとに策定実施する総合的な公害防止計画についても、国としての基本方針を明らかにしたうえで推進を急ぐ必要がある。

第2の課題として、大気汚染をはじめとする現行公害規制の拡充強化と騒音などいわゆる未規制公害や特定の有害物質の規制の整備が必要となる。たとえば、大気汚染防止に関しては、現在、ばい煙規制法による規制が行なわれているが、将来の工場集中に備えて予防的な規制を実施する方法に欠けているなど規制の方法や対象について不十分な面があり、大気汚染防止のための総合的な規制法として改正整備を急ぐ必要があろう。

第3に、公害に関する救済制度の整備が課題となる。公害についての住民の苦情はかなりの数にのぼつており、その迅速適正な解決が強く望まれている実情にかんがみ、紛争処理機構の整備を急ぐとともに、公害に関する被害の救済を円滑に実施するための制度についても整備を図る必要がある。さらに、公害に係る損害についてのいわゆる無過失責任の問題もそれをどのような方向で確立し整備していくかが今後の重要な検討課題である。

このほか、公害対策の推進を図るためには、環境汚染の状況の監視測定体制の整備や公害防止に関する科学研究、防止技術の開発、公害の予測や原因究明のための調査研究の充実が必要であり、これらの点で所要の施策をさらに強く進めることも今後の公害対策の重要な課題の一つである。

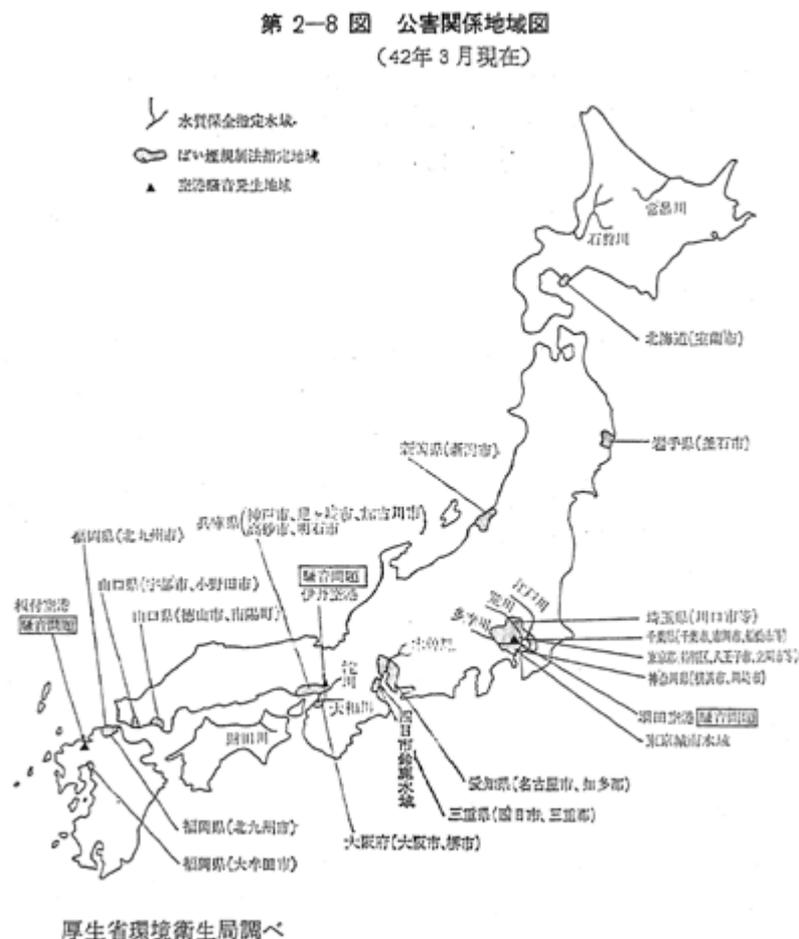
## 第2章 環境衛生の向上

### 第5節 公害

#### 2 大気汚染

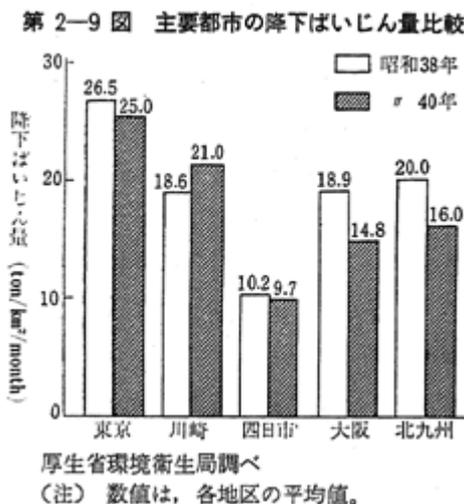
昭和37年に制定されたばい煙規制法によつて、地域を指定し、ばいじん、亜硫酸ガスについて排出規制が行なわれることとなつた。地域の指定は、38年の第1次指定以後数次にわたつて行なわれ、41年度には新たに室蘭、川口、新潟、高砂、徳山の各地区が指定され、現在までに16地区を数えている。41年度には新潟地区が指定されたことにより指定地域は裏日本にも拡大することとなつた。また、同法による特定有害物質も逐次追加され現在では弗化水素、硫化水素など16物質が指定されている。

第2-8図 公害関係地域図



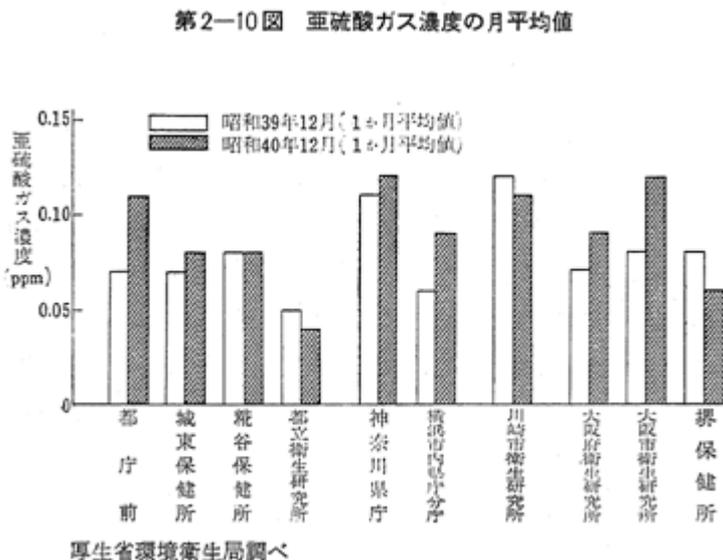
この法律の実施以後、第2-9図にもみられるように降下ばいじん量は全国的には減少しているが亜硫酸ガス濃度は全国的にみれば、第2-10図のように汚染はなお年々増加している。また地理的条件等により局地的に高い亜硫酸ガス濃度を示す地域も増加している。なかでも横浜・川崎地区はわが国最大の工業地帯であり、全国で最も亜硫酸ガス濃度が高く、年々汚染濃度も増加している。横浜・川崎地区については、従来からばい煙規制法の指定地域として他の指定地域と同じレベルでの亜硫酸ガスの排出規制が行なわれてきたが、同地区の汚染状態の悪化にかんがみ、さらにきびしい排出基準を適用することとし、42年1月から実施された。

第2-9図 主要都市の降下ばいじん量比較



このような亜硫酸ガスによる環境汚染の進行は、経済の急速な発展による既存工業地帯における工場のいつそうの集中、エネルギー使用総量の増加、石炭から石油への急激なエネルギー転換等がおもな原因であるが、さらに日本の輸入する原油が主として中近東の原油で硫黄含有量が約3%ときわめて高いものであることによつている。今後亜硫酸ガス発生防止のための脱硫技術の実用化の促進、低硫黄重油の供給体制の整備が大気汚染防止対策の一つの大きな課題である。

第2-10図 亜硫酸ガス濃度の月平均値



さらに、現在の法律による規制は、個々の発生施設の排出口における排出濃度を排出基準により規制しているにすぎないため、発生源が多数集合している地域では個々の工場等が排出基準を遵守していても地域全体の総量としての汚染が増加し、被害を発生させる事例が起きている。

このような事態に対処するためには単に排出基準による規制のみでは十分でなく、大気汚染について環境上維持されるべき条件について環境基準を定め、既存の汚染地域については環境基準の維持を図るよう、また未汚染地域については、汚染の程度が環境基準までに達することのないよう排出規制の強化はもとより、緩衝地帯の整備等の公共施設の整備、工場立地の規制その他公害防止のための総合的施策を行なうことが必要である。

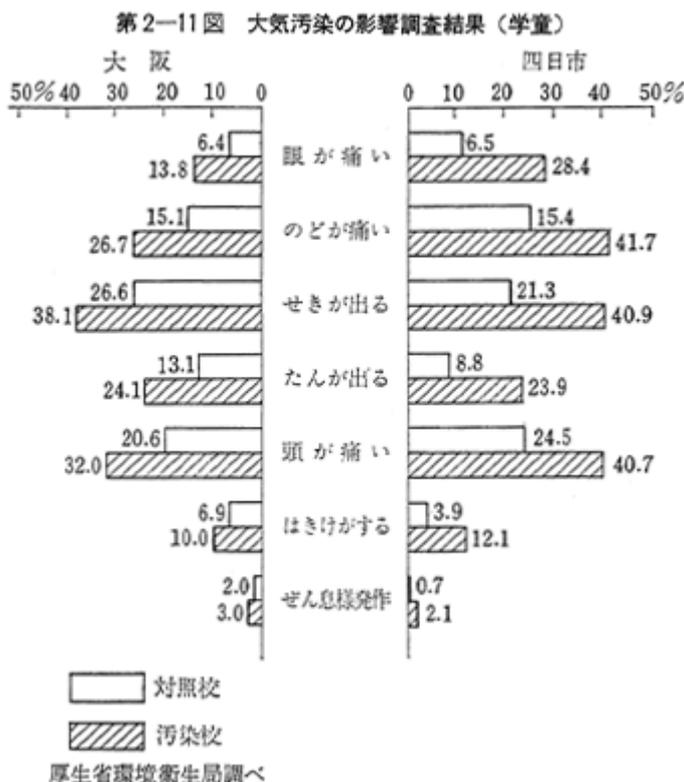
39年度には大阪及び四日市において大気汚染の40歳以上の一般住民に対する影響の調査を行なつた

が、40年度には引続き同地区において大気汚染の学童の健康に及ぼす影響をは握するための調査を行なった。調査は、汚染地域所在と対照地域所在校とを選定し、それぞれについて環境調査を行なうとともに、2学年及び6学年男女学童について実施され、その結果、第2-11図のように汚染校では大気汚染と関係の深い自覚症状を訴える学童が多く、たとえば、四日市では「のどの痛み」「せき」「頭痛」を訴える者が40%をこえ、「眼の痛み」を訴える率は28%と対照校の4.4倍に達している。また、呼吸器疾患による年間延べ欠席率も汚染校では高く、対照校の1.5～3倍であった。この調査により大気汚染の著しい環境にある学童が精神的肉体的に多大の負担をこうむっていることが明らかにされたが、41年度には四日市、大阪のほか千葉を加えて学童への影響調査を継続している。

工場等から排出されるばい煙等による大気汚染に加えて近年では自動車排気ガスによる大気の汚染が新たに問題化されてきており、都市における自動車交通量の著しい増大によりこの種の大気汚染が進行している。自動車排気ガスは一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、鉛酸化物などの有害物質を含んでおり、一般の大気汚染とは別個な問題を提起している。

厚生省は39年度から都内3か所で自動車排気ガスの常時測定を行なってきたが、40年度には東京都の大原交差点において自動車排気ガスによる人体影響調査を行ない、41年度には交差点周辺における汚染物質の調査、交通量の調査、自動車排気ガスの拡散現象の調査を行なった。

第2-11図 大気汚染の影響調査結果(学童)



41年度の調査によると、大原交差点での一酸化炭素の量は最高27ppm、平均5.4ppm(40年度の平均4.1ppm)に達しており、このほかの窒素酸化物、炭化水素等の汚染物質も検出されている。

自動車排気ガスの規制については、対象が自動車であるため単なる排出基準によるのでは困難であり、排出基準を自動車の構造基準等と結びつける必要があり、また、道路事情、運行情況等とも密接な関係をもっている。道路運送車両法に基づく保安基準によつて規制が行なわれているが、41年9月以降申請される新しい型式の自動車について一酸化炭素の排出濃度は3%以下であることに定められ、それ以外の自動車についても42年9月までに同様の基準に適合するよう規制の強化が図られている。

厚生白書(昭和41年度版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2章 環境衛生の向上

### 第5節 公害

#### 3 水質汚濁

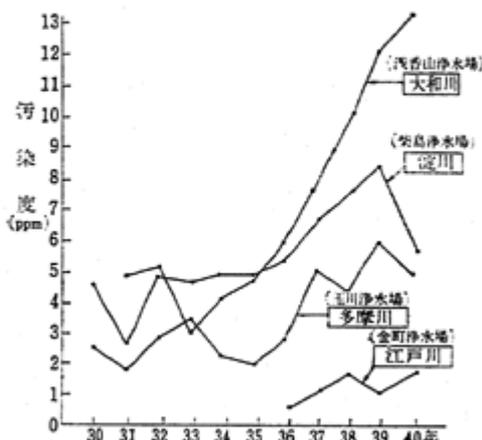
水質の汚濁防止については水質二法といわれる水質保全法及び工場排水規制法により規制されており、水質保全法に基づく指定水域として42年2月新たに鶴見川、多摩川東京域内水域が加えられ、全国19水域について水質基準が定められることとなった。

工場用水の増加に伴う工場排水の増加と質の悪化、大都市における家庭下水の増加、し尿、下水などの処理施設の不備などのため水域の汚染は第2-12図にみられるように全国的に悪化の傾向を示しており、産業上、公衆衛生上の被害が生じている。大都市周辺の河川の汚濁の原因については家庭下水の比率が高く、たとえば多摩川については60%以上であり、工場排水の規制とあわせて都市下水の処理施設の整備促進が重要な課題となっている。

特殊な問題としては、39年8月ごろから新潟県阿賀野川流域において発生した有機水銀中毒事件があるが、その原因が工場廃水にあるという疑いがあったので、水銀を使用してアセトアルデヒドを製造している工場につき工場廃水及びこれに原因する水系の環境汚染調査を41年6月から3回にわたり実施し、目下その検討究明が行なわれており、今後こうした特殊な水質汚濁の問題について必要な規制を行なう等の対策を急ぐ必要がある。

第2-12図 BODの推移

第2-12図 B O D の 推 移



厚生省環境衛生局調べ

〈注〉 B O Dとは、微生物によつて有機物が分解されるとき消費される酸素の量で汚染量をあらわす。

船舶の油による海水汚濁については、国際条約への加入ということもあり運輸省において船舶の海上での油の排出を規制する立法措置が講ぜられることとなった。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

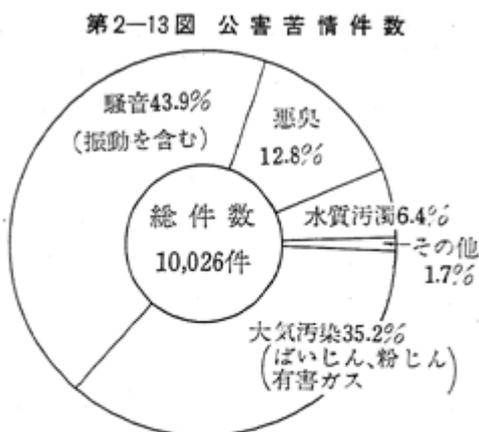
## 第2章 環境衛生の向上

### 第5節 公害

#### 4 騒音

騒音は各種公害のなかでも最も市民生活に身近なものであり、公害事象としても被害の態様、地域性等大気汚染、水質汚濁とは異なつた特徴をもつており、現在のところ、地方公共団体によつて個々に公害防止条例あるいは騒音防止条例で規制が行なわれてきている。しかし、騒音による被害は、産業の集積、都市の過密化、自動車交通量の増大等により増加するとともに、地方における幹線道路、高速道路の建設、新幹線の建設等各種交通機関の発達により地域的にも拡大している。特に近年では都会における自動車交通を原因とする騒音の被害が比重を増してきている。公害に関する苦情件数の内訳をみても第2-13図に示されるように騒音の被害は約40%を占め最も高い比率を示している。

第2-13図 公害苦情件数



厚生省環境衛生局調べ

- (注) 1 図の中に示した数字は%である。  
 2 総件数には前年度からの継続件数を含む。  
 3 大気汚染中有害ガスには亜硫酸ガスを含む。

飛行場周辺の航空機騒音については、41年度には防衛施設周辺の整備等に関する法律が制定され、自衛隊の航空機による騒音などの被害について同法の対象とされ、被害の損失補償、移転補償、生活環境施設整備についての補助等が規定された。民間の航空機についても航空機の大型化、ジェット化の進行により羽田・伊丹の国際空港周辺に騒音問題が深刻になり、また新東京国際空港建設について騒音の被害が予想されるなどのため、民間航空機の離着陸する空港についても騒音防止のための規制その他の施策が必要となり、運輸省によりその立法措置が講ぜられた。

厚生省では、40年度に騒音実態調査を東京都と協力して実施し、また騒音の法規制についての委託研究等を行なつてきた。既に述べたように、騒音は地域性がきわめて強いこと、相隣関係的なものが多いこと等の特性をもっているが、公害対策基本法制定を契機に国による一般的な騒音規制が要請されてきており、厚生省としては環境汚染の一環として環境基準の検討をはじめとして法的規制についても考慮していくこととしている。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2章 環境衛生の向上

### 第5節 公害

#### 5 公害防止事業団

---

公害対策を推進するためには、適切な規制とあわせて、その規制を十分確保できるよう措置がなされなければならない。公害防止について事業者が公害発生施設に防除装置等を設置するのは当然の義務ではあるが、公害防除の設備は多額の費用を要し、しかもおおむね生産に直結しない費用であるので、公害防止施策の一環として国や地方公共団体による助成が必要であり、特に中小企業については厚い配慮が必要である。個々の発生源としての企業には、従来から中小企業金融公庫や開発銀行からの融資、中小企業近代化資金による融資、税制上の優遇措置等が行なわれてきているが、さらに40年10月に公害防止事業団が公害の防止を図るうえでの助成についての専門の機関として設置された。公害防止事業団は、産業集中地域(ばい煙規制法による指定地域等)について産業公害を防止するため、共同公害防止施設や共同利用の工場アパート、工場の集団移転用地等を国の財政資金を資金源として設置あるいは造成した後、これを長期低利の条件で譲渡する事業や、共同公害防止施設整備のための資金を貸し付ける事業を行なうこととしており、41年度から本格的な事業活動を開始した。41年度までに契約着工した事業は、神戸ゴム工場アパート建設事業、葛飾メッキ工場アパート建設事業、岸和田騒音団地造成事業、市原及び四日市緑地造成事業があり、個別融資の貸付決定額は24億円に達しており、さらに今後も共同排水処理施設等の建設事業等が予定されている。

公害防止事業団が行なう公害防止のためのこうした面からの助成は、今後公害防止のための共同施設の設置などについての需要が増加した公害対策基本法の制定を契機として地域的な総合的公害防止施策の実施が図られるようになれば、いつそうその重要性を増していくものと考えられる。しかし、現状では公害防止事業団の業務範囲、利率の条件などについて改善すべき多くの面が残されている。

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第5節 公害

#### 6 産業開発地域における公害の予防

---

公害対策の中心は、本来、公害が発生してから規制をしたり救済措置を講ずるというよりも公害の発生を予防することにあるということはいうまでもない。経済の発展は国民所得を増大させ、国民生活の向上を図るうえでは基本的なものであるが、経済の発展のみが強調される結果、公害の増大を招いて、国民の健康や国民生活にかえって障害を生み出すものであつてはならないという認識は既に30年代の経済の高度成長の反省として行なわれているが、まだそれに応じた施策が十分実施されているとはいいがたい。各地方において地域開発が進み新産業都市をはじめとして大規模な工業地帯が建設されるに従い、田園地帯にも公害の被害が生ずるような事例が現われている。地域開発を進めるに当たっては公害防止などについての適切な配慮が常に払われていなければならない。

産業開発地域については、通産省は発生源となる工場の産業公害事前調査を実施し、厚生省は開発地域における環境整備の立場から、現在の環境条件を調べるとともに通産省の調査結果よりみた将来の環境汚染に対する地方自治体の防止対策の進め方について指導している。40年度から開発整備地域の事前調査を開始し41年度には小名浜、名古屋南部、徳島、泉北・泉南、姫路の5地区について環境大気調査を実施し、特に小名浜においてはエアトレーサーシステムによる大気拡散調査を実施した。また40年度に引き続き大分・鶴崎、水島、鹿島地区については調査を継続実施した。このような事前の調査に従つて、公害防止の視点から適切な工場配置等の開発計画が策定され実施されるならば、公害予防のうえからは最も有効なものとなりうるものであり、これらの地域の中でも、特に鹿島地区の開発計画の効果が期待されている。

---

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第5節 公害

#### 7 その他の公害対策

---

公害対策を推進するうえで公害に関する監視測定と科学技術の振興は必須の課題である。監視測定については現在、国設の測定網として東京都、大阪市など5地点での測定が行なわれているほか、地方公共団体によつて全国952か所の測定点で降下ばいじん、硫黄酸化物等の測定が行なわれている。科学技術面については、国立公衆衛生院、国立衛生研究所においての研究が行なわれており、また厚生省において公害調査研究費を計上し、公害についての自然科学的及び社会科学的な研究等の推進を図っている。

公害行政は、行政分野としては新しい分野であり、大気汚染、水質汚濁はもとより騒音、振動をはじめ悪臭などの公害事象が次々ととりあげられこれに対処する施策が急がれている。厚生省は42年6月公害部を発足させ、公害から国民の健康と生活を守る立場に立つて、総合的かつ計画的に公害対策の推進を図っていくこととしている。

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第6節 環境衛生関係営業

#### 1 環境衛生関係営業の近代化合理化

経済成長に伴う所得水準の上昇は、生産面においては低次財から高次財に重点が移り、消費面にあつては生活意識の変化を生み出し、生活様式や購買行動も大きく変わりつつある。セット旅行や団体旅行が年々増加するのは、欧米のレジャーの中心が観光旅行であることを考え合わせると西欧化の一つであり、賢い消費者としてサービスの内容を目ざとく見定めて必要に応じて相当の値段で購入しようとする合理化精神のあらわれがある。そして現代が自己広告の時代として人と差をつけることが一つの特色となり、デラックスなサービスの需要も増加しているのは、個性化、高度化を求める行動である。

環境衛生関係営業が提供する主たる商品がサービスであり、それ故に経営が前述の動きに十分適合したものであることは国民経済の観点からの要請でもある。昭和41年12月に中央環境衛生適正化審議会は「環境衛生関係営業の近代化合理化の方策に関する第1次答申」を行なつた。産業構造や消費生活の変ぼうのなかで経営基盤や需給関係が大きく影響を受け、経営安定や料金上昇の抑制が課題となつたものである。そのなかで現時点の問題としては、(1)生産性が停滞的で他産業との格差が拡大していること、(2)賃金平準化作用による賃金上昇を一部料金に転嫁せざるを得ないこと、(3)求人難が深刻化していること、(4)店舗過剰による操業率が低下していること、(5)経営基盤がぜい弱で資金調達能力に乏しいことなどが指摘されている。これに対して近代化合理化の基本的方向として(1)料金の安定(2)業界の健全育成(3)社会性の尊重がとりあげられている。料金面については、消費者物価に対する寄与率をみると対個人サービス料金が24.4%(40年21.9%)となつており、そのうち環境衛生関係営業の料金のウエイトは36%程度なので、寄与率は約9%となる。賃金の一般的上昇の状況のなかで料金上昇は避けがたい面があるが、基本的にはこれに対応した経営方式をとり、可能な分野において合理化機械の導入や経営標準値の設定など一連の施策による総合効果としての料金の安定をもたらしることが必要である。業界の健全育成については、適正な競争条件を整備するための金融・税制面の配慮はもちろんであるが、企業内部、業界全体の努力による方向が十分留意されなければならない。(3)の社会性の尊重については、必要な衛生水準の確保や社会の需要動向に応じたサービスを提供することがその重要な役割であることを認識する必要がある。以上のような基本的方向に沿う具体的な対策としては、機械設備の導入、協業化、店舗配置の適正化、従業員の資質向上のための施策、各業種ごとの経営の近代化の目標となる経営標準値の設定、特別な金融措置、近代化推進のために環境衛生関係営業の実態に即した法的措置の実施などを提案している。料金面の具体策については、理・美容業の分割料金、クリーニング代の配達の有無による別建料金制、旅館の部屋代と宿泊代の分離料金制などがあげられている。

## 第2章 環境衛生の向上

### 第6節 環境衛生関係営業

#### 2 環境衛生関係営業に対する金融措置

経営基盤を強化するためには、金融についての措置が行なわれることが、緊急の要請である。特にこれまで近代化が停滞していた環境衛生関係営業にあつては、その効果は少なからぬものがあると考えられる。昭和41年7月から発足した国民金融公庫における環境衛生特別融資の実績は、第2-14図及び第2-15図のようになっている。業種別にみてクリーニング業、飲食店関係営業、理容業、ホテル、旅館業などが、それぞれ貸付金額の20%から13%を占め、近代化投資の意欲がうかがわれる。事業種類別にみると、設備近代化が61.7%と圧倒的であり、衛生設備の改善20.5%、従業員宿舍の設置17.3%とこれに次いでいる。なお、41年7月から42年3月までの貸付総額は121億7,338万円となつており、環境衛生金融公庫が業務を開始するまでは引き続き貸出しが行なわれる。42年度から設立されることとなつた環境衛生金融公庫は、政府出資金10億円と資金運用部借入金とを合わせて300億円で発足する。

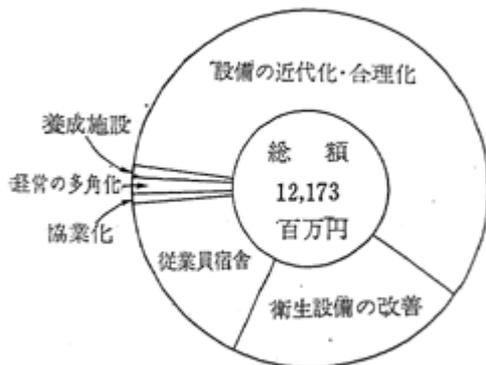
第2-14図 業種別環境衛生特別融資実績



これは前述した国民金融公庫の環境衛生特別貸付を発展的に解消させるものであり、政策金融として行政と一体化した形の融資をその経営の実情に即して行なう特別の金融機関である。

第2-15図 事業別環境衛生特別融資実績

第2-15図 事業別環境衛生特別融資実績



厚生省環境衛生局調べ

## 第2章 環境衛生の向上

### 第7節 その他の環境衛生

#### 1 環境衛生技術者、衛生工学専門技術者

人口の都市集中、都市化の進行は、地域社会における環境衛生関係技術者への需要を質量ともに拡大しつつある。興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生営業施設の監視・指導は環境衛生監視員により行なわれ、清掃その他については環境衛生指導員が指導を行なっている。これらの業務に従事する職員の数、食品衛生関係の職員も含めると第2-2表のようになっている。最近の都市環境では、空気、日光、水、住居などの姿が大きく変わったため、これらを人間の健康に支障のない状態に維持する業務が加わり、衛生と工学の接点を活動分野とする衛生工学専門技術者の登場となった。産業の発達と人口の地域集中は、大気汚染、水質汚濁、騒音を生み出し、健康や快適さへの脅威となつている。これを除去し、生活環境水準の上昇を達成させるため環境制御技術の果たす役割は大きい。このような技術は、その連関性から一方では公衆衛生サービス分野と接触し、他方、医療、理工学その他の技術分野と結びつくものであり、衛生工学専門技術者の取扱う問題の多様性からみて他の分野の専門家との密接な連携のもとにチームとしての活動が行なわれることが要請されている。

第2-2表 環境衛生、食品衛生等関係職員

第 2-2 表 環境衛生、食品衛生等関係職員  
(40年12月末現在)

	計	医 師 歯科医師	薬剤師	獣医師	栄養士	その他
計	21,108	1,894	2,695	11,616	137	4,766
環境衛生監視員	4,882	573	746	2,050	7	1,496
環境衛生指導員	2,298	275	402	626	3	987
ねずみ族、昆虫駆除員	1,438	121	167	355	1	794
水道法第39条職員	2,333	365	395	606	8	959
食品衛生監視員	5,097	560	985	2,904	118	530
と畜検査員	2,494	—	—	2,494	—	—
狂犬病予防員	2,571	—	—	2,571	—	—

厚生省環境衛生局調べ  
(注) 兼務者を含む。

## 第2章 環境衛生の向上

### 第7節 その他の環境衛生

#### 2 建築物の衛生管理

---

現代文明は空間の上下に領域を拡大しつつある。数十階の高層ビルが出現し、都市の地下には地下街がスプロールを開始しつつある。ビル、百貨店、地下街、病院その他多数人が出入し勤務する建築物の管理について、人の健康の点から大きな問題を生み出しており、建築の段階では建築基準法により一定の規制を受けているものの、空気調和、給排水、清掃、そ族昆虫駆除など衛生的維持管理についてはそれぞれの実情に応じて自主的管理が行なわれてきたにすぎない。公害審議会の生活環境部会は、昭和41年8月の中間答申で、このような問題に対処するため建築物を衛生的に維持管理するのに必要な基準等を定め、あわせて建築物衛生管理に知識経験を有する専門家を配置するなどの施策を講ずることを提案したが、その答申の具体化のための準備が行なわれつつある。

---

## 第2章 環境衛生の向上

### 第7節 その他の環境衛生

#### 3 ねずみ、蚊、はえ等の駆除

ねずみ、蚊、はえ等の駆除事業は、法制的には伝染病流行時の防疫の手段として、伝染病予防法に規定されているが、現在では、より積極的な観点に立つて「快適な生活環境を造成する」ことを目的として事業が行なわれている。

この事業は、昭和30年に開始された蚊とはえのいない生活実践運動に基づいて、地区組織活動を中心として展開されてきた。

しかし、ねずみ、蚊、はえ等の駆除の徹底を図るためには、下水道の整備、清掃事業の近代化を押し進める必要があり、今後は従来の地区組織活動と市町村活動とのいつそうの有機的結合が望まれる。この活動がこれまでもたらした成果は、何よりも都市・農村を問わず、住民が蚊とはえの撲滅が決して不可能ではないこと、そして、その結果がいかに快適な生活をもたらすものであるかを自らの活動を通じて体験したことにあり、また、蚊とはえによつて媒介される伝染病、特に赤痢の発生を減少しえたこと、乳幼児の下痢、腸炎等の減少をもたらしたことは注目に値する。

第2-3表 地区組織数の推移

第 2-3 表 地区組織数の推移	
	地 区 数
32年	51,276
33	64,681
35	78,176
37	91,800
38	120,376
39	153,678

厚生省環境衛生局調べ

第2-3表は地区組織の数の推移であるが、40年現在で蚊とはえのいない生活実践運動のモデル的实施地区の数は、約15万対象人口約6,300万人を数え、国民の約6割が本運動に参加しており、年々モデル地区の数はふえている。

## 第2章 環境衛生の向上

### 第7節 その他の環境衛生

#### 4 墓地埋葬について

昭和23年に施行された墓地、埋葬等に関する法律は「埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行なわれること」を目的として制定されており、火葬を強制する明文の規定はないが、国としては、明治初年以來一貫して火葬を奨励する立場をとつてきた。

第2-4表は過去10年間の年間埋葬及び火葬に付したものの件数を示したものであつて、火葬に付されたものの割合は、32年の58.6%から41年の73.0%と徐々にではあるが火葬の占める割合が高くなつてい

る。一方、墓地については、近年の人口の都市集中や世帯の細分化に伴い、都市部における墓地の需要は激増しており、これに応じて墓地の新設が増加している。墓地の移転困難性を考慮し、墓地経営の永続性及び公共性を確保しつつその需要に応ずるためには、公共墓地が、都市計画上の十分な配慮の上に立つて整備される必要があり、このための地方公共団体の施策に対する国の施策の充実が要請されている。41年末現在における全国墓地数は89万0,566、火葬場数は2万3,805、納骨堂数は5,837となつてい

第2-4表 埋葬及び火葬件数

	総 数 (A)	埋 葬		火 葬	
		実 数 (B)	(B) (A) (%)	実 数 (C)	(C) (A) (%)
32年	870,424	359,974	41.4	510,450	58.6
33	839,256	328,593	39.2	510,663	60.8
34	816,999	310,998	38.1	506,001	61.9
35	813,500	300,542	36.9	512,958	63.1
36	840,222	288,585	34.3	551,637	65.7
37	260,307	280,596	32.6	579,711	67.4
38	811,563	252,363	31.1	559,200	68.9
39	813,757	237,597	29.2	576,160	70.8
40	822,889	231,845	28.2	591,044	71.8
41	810,338	219,395	27.0	590,943	73.0

厚生省環境衛生局調べ